

生産性向上や販路拡大に国と市の補助金W活用

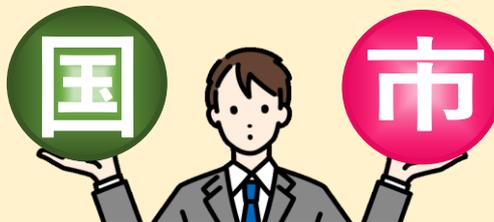
新商品・新サービスの開発
製造装置の購入
機器・設備のリース など

WebサイトやECサイトの構築
新サービスを紹介する広告
展示会等への出展 など

国(中小企業庁)の補助

小規模事業者持続化補助金

“生産性向上”や“販路拡大”等に資する取り組みに挑戦する小規模事業者に対し、経費の負担軽減を図る補助金です。



流山市独自の補助

流山市小規模事業者持続化促進補助金

国の左記の補助金交付額が確定した事業者に対し、国の交付確定額の25%相当額を流山市が追加で支給する補助金です。



補助率2/3

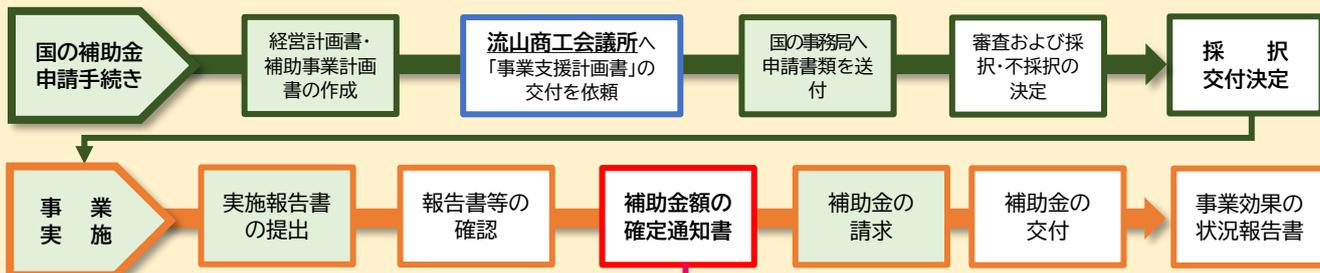
上限50万円

上記「上限50万円」は通常枠の場合であり、創業型やその他特定の要件や特別な効果が期待できる内容の場合は、最大200万円まで上限額の拡大があります。

自己負担額が更に半減

流山市の補助額は、国の補助金交付確定額25%を乗じた額(千円未満切捨て)になります。

【例】国の補助金40万円の場合⇒市の補助金10万円



市の補助金の交付対象者

次の①②③の全てに該当する事業者が対象となります。

①令和4年4月1日以降に国の「小規模事業者持続化補助金」

[一般型][一般型通常枠][創業型]『補助金確定通知書』

を受け取っていること。

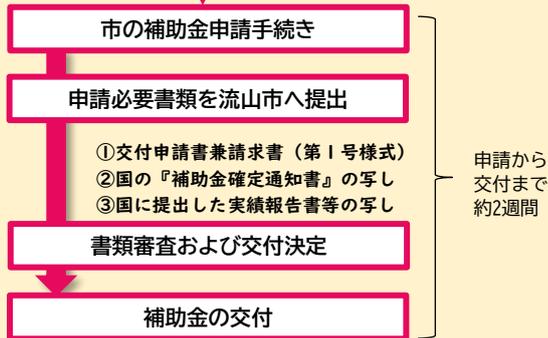
②市内に主な事業所を有していること。

③市税に滞納がないこと。

過去のコロナ対策分も併せて追加支給

令和2年度以降に新型コロナウイルス感染症対策として、国の「小規模事業者持続化補助金」[コロナ特別対応型]や[低感染リスク型ビジネス枠]を活用し、『補助金確定通知書』を受け取っている場合は、それらも今回の[一般型][一般型通常枠][創業型]と合算して追加支給の対象となります。

⚠ [低感染リスク型ビジネス枠]、[コロナ特別対応型]のみでの支給申請はできません。



「小規模事業者持続化補助金」活用例

- ★飲食店座敷席をテーブル席へのバリアフリー改装費
- ★製造業の作業導線改善のための改装工事費
- ★設計事務所等DX需要に対応する新型ソフト導入費
- ★農作物販路拡大のため、海外展示会への出店費・旅費

国の補助制度はこちら



市の補助制度はこちら

